

お客さま各位

令和7年7月

淡陽信用組合

未利用口座管理手数料の取扱いおよび預金規定の改定について

平素は淡陽信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当組合は、下記のとおり未利用口座管理手数料の取扱いを改定させていただくとともに、預金規定を改定しますので、その旨お知らせします。今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 改定日 令和7年9月1日

2. 未利用口座管理手数料の改定内容

改定内容	改定後	改定前
自動解約の概要	※未利用口座管理手数料の引落しの際に未利用口座の残高が所定の手数料金額に満たない場合は、残高全額（ <u>解約利息を含みます</u> ）を手数料に充当した上で未利用口座を自動解約させていただきます。 ※残高が元々0円の未利用口座を含みます。 ※口座残高（ <u>解約利息を含みます</u> ）以上のご負担および自動解約させていただいた後のお客さまのお手続きは一切ございません。	※未利用口座管理手数料の引落しの際に未利用口座の残高が所定の手数料金額に満たない場合は、残高全額を手数料に充当した上で未利用口座を自動解約させていただきます。 ※残高が元々0円の未利用口座を含みます。 ※口座残高以上のご負担および自動解約させていただいた後のお客さまのお手続きは一切ございません。

※ 未利用口座管理手数料の概要は別紙のとおりです。

3. 改定する預金規定

(1) 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

改定後	改定前
(略) 1 3. 手数料の取扱い (1) (略) (2) 未利用口座管理手数料 ① (略) ②前号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合、残高全額（ <u>解約利息を含みます。</u> ）を未利用口座管理手数料に充当のうえ、当組合は預金者に通知することなく、この預金を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分について、当組合はこれを請求しません。また、解約された口座の再利用はできません。 ③、④ (略)	(略) 1 3. 手数料の取扱い (1) (略) (2) 未利用口座管理手数料 ① (略) ②前号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、当組合は預金者に通知することなく、この預金を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分について、当組合はこれを請求しません。また、解約された口座の再利用はできません。 ③、④ (略)

(2) 総合口座取引規定

改定後	改定前
(略) 15. 手数料の取扱い (1) (略) (2) 未利用口座管理手数料 ① (略) ②前号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合、残高全額(解約利息を含みます。)を未利用口座管理手数料に充当のうえ、当組合は預金者に通知することなく、この預金を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分について、当組合はこれを請求しません。また、解約された口座の再利用はできません。 ③、④ (略)	(略) 15. 手数料の取扱い (1) (略) (2) 未利用口座管理手数料 ① (略) ②前号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、当組合は預金者に通知することなく、この預金を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分について、当組合はこれを請求しません。また、解約された口座の再利用はできません。 ③、④ (略)

※ 改定後の規定は、改定日以降当組合ホームページ「預金規定」でご覧いただけます。

以 上

＜「未利用口座管理手数料」及び未利用口座に係る自動解約の内容について＞

取扱い開始日	令和３年１０月１日
内 容	長期間（２年以上）未利用かつ残高が１万円未満となる普通預金口座（無利息型普通預金口座、総合口座を含みます）を「未利用口座」として取扱いさせていただき、口座維持・管理にかかる手数料（「未利用口座管理手数料」）をご負担いただきます。 ※盗難・紛失等によりご利用を停止している未利用口座も未利用口座管理手数料の対象となります（手数料をご負担いただきます）。 ※以下のいずれかに該当する場合は、未利用口座管理手数料の対象外となります（手数料をご負担いただく必要はありません）。 ・未利用口座が教育資金一括贈与口座、西日本建設業保証預託金口座、後見制度支援預金口座、公金口座等である場合。 ・未利用口座のある店舗で定期性預金のお取引がある場合。 ・未利用口座のある店舗でお借入（当座貸越契約を含みます）がある場合。
対 象 者	個人（個人事業者を含みます）のお客さま、法人のお客さま、団体のお客さま
判 定 条 件	毎年９月３０日現在において、最終のご利用日から２年以上一度もお取引がなく、残高が１万円未満の口座を未利用口座とさせていただきます。 ※お取引には、通帳記帳、該当口座に対する利息の付与および未利用口座管理手数料の引落しは含みません。
未利用口座管理手数料に関するご案内について	未利用口座管理手数料をご負担いただく対象となる未利用口座をお持ちのお客さまには、事前にお届出住所宛てにご案内を発送いたします。 ※送付したご案内が延着又は到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ご案内の発送後、一定期間（３ヶ月程度）を経過しても対象口座のご利用または解約等のお申し出がない場合は、未利用口座管理手数料をご負担いただきます（引落しさせていただきます）ので、それまでに口座をご確認いただき、再度ご利用していただくか、ご利用の予定がない場合は、ご解約されることをお勧めします。 ※翌年以降もお取引のない状態が続く場合は、同様に未利用口座管理手数料をご負担いただきます（引落しさせていただきます）。
手 数 料 引 落 日	判定日の翌年１月以降に引落します。
手数料金額	年間１，３２０円（税込）
自 動 解 約 の 概 要	※未利用口座管理手数料の引落しの際に未利用口座の残高が所定の手数料金額に満たない場合は、残高全額（解約利息を含みます）を手数料に充当した上で未利用口座を自動解約させていただきます。 ※残高が元々０円の未利用口座を含みます。 ※口座残高（解約利息を含みます）以上のご負担および自動解約させていただいた後のお客さまのお手続きは一切ございません。
注 意 事 項	・未利用口座が自動解約された場合、各種料金等の自動支払いその他未利用口座に直接関連する各種お取引がこの未利用口座についてあるときには、未利用口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者へ通知することなく解約させていただきます。 ・未利用口座管理手数料のご返却および解約口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

以 上